

小郡市監査委員公表第14号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年5月13日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和6年4月4日から令和6年4月24日まで
- 2 監査対象 都市建設部 都市計画課
- 3 監査範囲 令和5年4月1日から令和6年2月29日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、滞納整理事務及び補助金支出事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）契約事務について適正な事務処理を求めるもの

小郡市コミュニティバス運行負担金に関する協定書について、令和5年10月から小郡市コミュニティバスは運行を休止しており、協定に見直しの必要性が生じているが、見直しを行っていなかった。

協定書では、「本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項が生じた場合は、協議し、書面にて定めるものとする。」となっている。適正な事務手続を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

- ・起案文書に決裁権者の決裁を受けていないもの

（2）調定事務（1件）

- ・証紙収入の調定手続が適正でないもの

（3）現金取扱事務（1件）

- ・収納金の取扱いが適正でないもの

（4）旅費（1件）

- ・出張命令が適正でないもの

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。